

Title	「国民の職分」にかんする若干の考察：思想史の問題点
Sub Title	Critical observations on "People's vocation" : the issue in the modern history of Japanese thought
Author	田中, 明
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1961
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.54, No.3 (1961. 3) ,p.178(20)- 189(31)
JaLC DOI	10.14991/001.19610301-0020
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19610301-0020

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

「国民の職分」にかんする若干の考察

— 思想史の問題点 —

田 中 明

第一節

一 開 題

二 服部・家永氏の福沢論吉論

三 鹿野・宮川氏の福沢論吉論

四 鹿野・宮川氏の職分論批判

一 開 題

近代日本のいわゆる絶対主義についても、史家の解釈は多岐にわたり論決をみない。

第一の論見においては帝政日本が絶対主義とみなされ、絶対主義は封建国家とせられる。第二の論見においても絶対主義が封建国家とみなされ、日本帝国は近代国家とせられる。第三の見解においては明治国家の性格が半封建的・半近代的な絶対主義であると規定せられる。いずれの見解も性格規定と形態規定の混用において、日本

国家の史的究明に益するよりは、近代思想の史的考究に難をおよぼし、とりわけて近代日本の国家思想をろんずる、思想史家の論誼のうちには方法的な破綻をしめす。たとえば福沢論吉の啓蒙思想について、性格規定と形態規定にかんする概念の混同は諸見の乱立をもたらし、なかんづく「啓蒙」の時代における「職分」の思想にかんして、民主主義と絶対主義が相反し相成す対立結合の相互連関を解明することを困難ならしめる。それゆえに近代日本の絶対主義にたいして、近代の思想が保ち得た視角を検証することは、絶対主義をもふくむ近代思想にまみえて、現代の理論が立つ可き次元の検定にすらなる。われわれが実証の結果にてらせば、職分論の問題点は、「一国」の「人民」が「政府」の「客分」においては、「専制」の「支配」を認めて「政府」の「法令」に従い、「主人」の「身分」においては「人民」の「権力」を求めて、「国家」の「任用」を賄い、「二様」の「職分」を果す論理の構成に在る。啓蒙期の職分論が、「専制」の「政府」を認めながらも、「人民」の「国家」を求める

ことは、資本の権力を求めて闘う市民階級の歴史的には進歩的な階級意識をあらわすものである。近代資本制の国家が典型的には民主的な形態において、特殊的には専制的な政治的形態において自己を實現するなら、「国民の職分」にかんする民権の思想が、「専制の政府」を是認することも理解すべきことなのである。

二 服部・家永氏の福沢論吉論

(一) 服部氏の福沢論

「福沢論吉」にかんする故服部之総氏の思想史的論稿においては、福沢の思想体系も絶対主義の範疇に属するものと看られている。同氏は福沢の政治論をあつかう丸山氏の所説に批判をくわえて、福沢を絶対主義思想家とすべきか資本主義思想家と論定すべきかと、ときがたい難題を提起しながらも、みずからは遠山茂樹氏謂うところの専制主義者説にくみして、丸山真男氏説くところの自由主義者説をこぼみさるのである。講座派的な服部理論においては絶対主義も封建国家なるゆえに、絶対主義者は封建思想家にしてかつ専制主義者は自由思想家ならずとし、自由主義思想家ならざるものは民主主義思想家ならざるゆえに、福沢精神を民主主義と錯誤することは福沢にだまされ、福沢を生かして人を欺惑するものと看なすに至るのである。服部論文の難点は思想形態の規定にかんして、絶対主義であるから民主主義ではないと、機械論的に福沢の国家思想

「国民の職分」にかんする若干の考察

を論難するにあり、これがため服部氏も啓蒙期については、福沢の著作が、絶対王政を容認しながらも資産階級の権力をもとめて、人民主権の承認にみちびく思想史的な事実につまづくことになる。のみならず該論の難題は本質の論定にさいして、福沢の民主主義ならざる思想を絶対主義なりとし、しかして絶対主義の思想は資本主義の意識ならずと、福沢の意識に性格の規定をあたえることにある。同論は後者において社会的意識の階級的な性格にかんし、前者においては特定の階級的な意識の政治的な形態にかんして、問題を提起しながらも自答の論結においては両者を混同することに論理の矛盾をあらわす。とにかくも同氏の確信することは、福沢論吉の人格が絶対主義の範疇に属するという観点は論証に堪えるということである。それゆえに読者の確認することも、服部論文の性格は人物評論の様式に適するといふ観点のみがよく論証に堪えうるということである。作品外的に作者の問題をひきいれることは、方法的な混乱を克服するゆえんではない。

(二) 家永氏の福沢論

「福沢論吉の階級意識」にかんする、家永三郎氏の思想史研究においては、福沢精神の限界を資産階級の意識にもとめることとなる。福沢の意識にたいする同氏の論究によるなら、ようするに大資本の支配的地位を護持せんとして、資本家支持の階級的立場を固持した福沢は純然たる資産家の代弁者にほかならぬとされる。福沢

ものではない。

三 鹿野・宮川氏の福沢論

(一) 鹿野氏の福沢論

鹿野政直氏の福沢論¹¹⁾は、全面的に明治政府の擁護につくした福沢を資本主義の思想家であるとし、明治政権は本質的に封建的な絶対主義でありながら、資本主義化の推進に独自の歴史的使命をもつとする。かくのごとき絶対主義の開明政策にたいしては、福沢も理論上の絶対的な支持をあたえたことになる。封建社会にたいする憎悪の感情においては、第三階級にくみする福沢の理論においても、半封建的な絶対主義の政府を支持しそこから庇護を期待することは、後進国の資産階級の不徹底な階級意識をあらわす。それゆえに福沢の国権思想は資本主義の思想とみなされ、資本主義の精神も絶対主義の権力も、前近代にたいして近代化をもとめる点においては揆をいつにし、官僚と資本家の代弁者は利害を同じくすると見るのである。これがため官僚大久保の施策を支持することが思想家福沢に至上の使命とせられる。しかしして前者の論理が後者の理論において、見事にうけとめられているのを論証することもできたのである。しかるに鹿野政直氏の思想史序説において、絶対主義を封建思想の範疇に括算し絶対主義を資本主義の思想に對置せしめて区別をたてる以上、絶対主義政治家の思想が資本主義思想家の論旨にうけ

とめられるなら、絶対主義思想は資本主義思想にあらずとして範疇の区分をたてることも理論的にみて不可能になる。絶対主義官僚大久保の論理が資本主義思想家福沢の理念をつらぬく関係を論証するならば、福沢の思想は絶対主義ならずして資本主義なりとする論定の根拠もみうしなされるおそれがある。鹿野政直氏の論議に向けられた上山春平氏の疑問もそこに懸る¹²⁾。いずれにしても鹿野政直氏が福沢論吉論をとくにあたり、絶対主義思想の範疇を規定してこれを資本主義思想の範疇に對置したのちに、福沢の思想も絶対主義ではなくして近代思想であるという範疇の規定をおこなうかぎりでは、講座派流の服部理論に提起せられた難問が継承せられて克服されずにいるのである。

(二) 宮川氏の福沢論

啓蒙精神の構造にかんする宮川透氏の研究¹³⁾においては、福沢論吉の啓蒙思想も絶対主義的な近代化政策を表わすものと看するのである。それゆえに絶対主義による上からの改革路線にたいして、民主主義による下からの革命路線があらわれるにおよび、全人民的な基礎によりたつ啓蒙主義は限界をあらわし、明六社の解散をへて啓蒙期が終了すれば、絶対主義に寄生する啓蒙活動は破滅することになる。これにはんして啓蒙精神は福沢の個人内部に残存するものとされ、このことにより宮川氏の福沢論は啓蒙の概念を二重に規定するものとなる。宮川透氏の思想史論は、福沢精神の構造を解明せんと

して啓蒙思想の概念を設定しながらも、西欧の場合は、資本主義の成立をうながす市民階級の意識をとりだし、日本の場合は、絶対主義の確立をたすける啓蒙専制の思想をとりえて、前者においては性格の後者においては形態の規定を同時にあたえる論理の矛盾におちいる。これがため明治国家の啓蒙思想のみならず福沢個人の啓蒙精神にもふれざるをえない。宮川透氏の福沢研究が、個人内部に啓蒙精神をとらえるかぎりでは、資産階級の階級意識があらわれ、個人外部に啓蒙思想をもとめるかぎりでは、絶対主義の開明精神があらわれるのである。宮川氏の論議においては上山氏が指摘すること¹⁴⁾、フランスは絶対王制が打倒されるまで日本は絶対主義の反動が確立するまで啓蒙の時代がつづく。それゆえフランスの啓蒙哲学は市民階級の階級意識をあらわし、明治日本の啓蒙思想は絶対主義の開明政策をあらわす。またしても前者においては本質の後者においては形態の規定をもちいて困難をもたらすことになる。福沢の人物を、資本主義思想家としてではなく、啓蒙専制主義者としてとらえる、同氏の論議に、講座派流の思想史論がうけつがれる。そこにおいては啓蒙思想の概念規定のうちにおいて、本質規定と形態規定にかんする難問が再現し、福沢の作品にかんする思想家の研究活動をわくづけてしまうのであろう。

四 鹿野・宮川氏の職分論批判

福沢の職分論にたいする鹿野氏の論究¹⁵⁾においては、平等観念にも

とづく契約観念の成立が指摘されながら、福沢諭吉の職分理論は、革命の精神をもたない似而非の契約論にすぎぬとして、福沢流の契約観にみられる曖昧な性格をきびしく摘発し糾明されるのである。福沢の職分論にかんする宮川氏の研究⁽¹⁶⁾においても、天賦人權説にもとづく社会契約説をみいだし、福沢諭吉の契約理論が、そのときの政府を民約的・民主的な政府とみなして、既存の政権をみとめる契約の思想にかんして、啓蒙期・職分論の奇妙な特徴をみるのである。鹿野氏の福沢論が職分論の契約説についても絶対主義の支持のみをみて対抗関係を予期することがないならば、宮川氏の福沢論は啓蒙期の契約論については民主主義と絶対主義のふたつの傾向に注意をうながすのであろう。それゆえに宮川透氏の福沢研究においては、啓蒙期の職分論が、形式的に民主主義を実質的に絶対主義を是認するという性格をおさえて、鹿野氏の福沢論がとらえる曖昧な性格の規定を明確ならしめる。福沢流の契約論が、理論的には民主主義を歴史的には絶対主義をみとめたとするなら、「職分」の理論があらわす「啓蒙」の時代においては、民主主義の思想が絶対主義の政治につらなることになる。民主主義の理論が絶対主義を擁護することは職分思想の解明にさいして概念規定を困難ならしめるであろうか。問題の焦点は、いかにして「啓蒙」期の「職分」論においては、絶対主義と民主主義がひとつの理論に統一されるか、ということなのである。

- (1) 鈴木正「白杉庄一郎著『絶対主義論』によせて」(歴史学研究 No. 217, 25頁。)
- (2) 遠山茂樹他「戦前の天皇制」(日本資本主義講座)第九巻211~238頁。)
- (3) 岡崎三郎「総説」ならびに「ファシズム」(現代日本資本主義大系)第六巻3~49頁。)
- (4) 白杉庄一郎「絶対主義論」20, 57, 125, 156, 171, 173, 221, 236, 253, 267, 284, 290, 各頁。)
- (5) 服部之総「福沢諭吉」(服部之総著作集)第六巻188~205頁。)
- (6) 丸山真男「解題」(福沢諭吉選集)第四巻395~426頁。)
- (7) 遠山茂樹「明治維新」303~304頁。)
- (8) 丸山真男前掲論文397頁。)
- (9) 家永三郎「福沢諭吉の階級意識」(家永「近代精神とその限界」171~205頁。)
- (10) 家永三郎「解説」(明治史研究叢書)第四巻13~32頁。)
- おける家永氏の見解は鹿野氏の論調にちかい。
- (11) 鹿野政直「資本主義思想の形成とその性格」(鹿野「日本近代思想の形成」165~222頁。)
- (12) 上山春平「明治維新論の再検討」(思想No. 390, 86頁。)
- (13) 宮川透「日本啓蒙思想の構造」(宮川「近代日本思想の構造」17~93頁。)
- (14) 上山春平前掲論文81頁。)
- (15) 鹿野政直前掲論文167~173頁。)

(16) 宮川透「日本の啓蒙主義」(遠山・山崎・大井編「近代日本思想史」第一巻79~88頁。)

第一節

- 一 「主客二様」の「職分」
- 二 「主」の「職分」
補論(一) 「政府」の「職分」
(二) 「人民」の「職分」
- 三 「客」の「職分」
- 四 総括

一 「主客二様」の「職分」

「学問のすゝめ七編」は「国民」の「職分」を「二様」に「区別」する処に始まる。

「学問のすゝめ七編」によれば、「一国」の「人民」は「二様」の「身分」において「主客」「二様」の「役目」「職分」を勤める。すなわち「主人」の「身分」において、「全国」の「人民」が「会同」しかつ「申合」わせて、「一国と名づくる会社を結び」、「法を立て、これを施し行ふ。」しかして「客の身分」において「国の人民」は、「国家」の「法律」に従い「国法」の「保護」を被るのである。「自から定めし」「国民」の「法」に服して、「客」の「職分」を尽すかぎりは、「自から作りし」「人民」の「国」に属して、

「国民の職分」にかんする若干の考察

「客」の「身分」に就くといえ、「人民」は本源的に「主人」である。たとえ「客分」に在ろうとも主体性はなお「人民」のもとに在る。「国法」を認めてこれを守るのも「人民」ならば、「国法」を定めて施すのも「人民」なのである。「国法」を行うも「国法」に従うも、ひとしく「国民」の「職分」であらう。かくして「学問のすゝめ七編」において、「主客」の「身分」にわたる「国民」の「職分」にかんし、ことさら「主人」の「身分」における「人民」の「職分」にかんして人民主権論がなりたつ。「民権」の思想に基いて「国家」の観念も現れる。それゆえに「職分」論に固有な「国家」論の理解にさいして、「国民」の「職分」はまさに「二様」の「職分」において、すなわち「主客」の「両様」にわたる「人民」の「職分」が、対立をつうじて統一にみちびく弁証法的な相互連関の過程において把握される。しかして本稿の要点もかかる「国民の職分」の発展の過程を分析しかつまた再現するにある。「職分」論思想に基く「国家」論体系の批判を課題に措くならば、まさしく「学問のすゝめ七編」において、「啓蒙」の理念に宿る「専制」の論理を追究し解明す可きである。それゆえに以下の論稿においては、所与の作品ないしは作品群に対象化せられた、社会的な意識の構造について実証的な分析の操作にたずさわるのである。

一 「主人」の「職分」

「主人の身分」における「人民の職分」は、「人民」の「総代」

として、「政府」を立て「国政」を委ねることにより、「人民」の「政府」をして、「国法」を施し「公務」を勤めしむるにある。「国民」の「委託」を引き受け、「国家」の「事務」を取り扱う「政府」は「代人」であり、「人民」がその「主人」である。「国の政を為す者」は「政府」にして「人民」の「意に従て事を為す」。「政府」の「役人」よりして「人民」の「代人」よりなる、とすれば「人民」は即ち政府」であろう。それゆえ「学問のすゝめ七編」によれば、「二国と名づくる会社を結び」、「法を立て、これを施行す」、「人民」は即時的に「主人」である。すでに「主人」の「職分」は「政府」を設けて「政權」を授けることを含むのである。「人民」の第一次的な集団が分解して、「二様」の第二次的な集団に転化する。「人民」のうちより「政府」がわかれる。この「人民」と「政府」とは、その「職分」を「区別」して、機能的に異なる対立物を成し、両者は相互の「分限」にかんして「約条」をとりきめ、「国民」と「政府」との約束」がなりたつのである。「国民」は「政府」の「金主」となり、「政令」の「権柄」はこれをまかせ、「政府」は「国民」の「名代」となり、「政治」の「権力」をえたのである。それゆえに「政府」の「権力」は「人民」の「委任」にもとづく。すでに第一の次元において、「国」を立て「法」を行う「人民」の「全体」が権力の源泉をなし、いまや第二の次元において、「人民」は「国政」を「政府」に「委託」しうる権力の主体となる。「人民」の「政府」は、統治の権限をあたえられて、主権を行使しうるにすぎぬ。

「政府」にまかせられた「権力」の正統的な根拠は人民主権の思想にもとめられる。「権力」の名目上の担当者は「人民」であり、いまや「権力」の実際上の担当者は「政府」である。「執政」の「政府」が、「国民」にえらばれたる「総代」よりなるならば、「国家」の「支配人」も「人民」の「名代人」にすぎないのである。「事を為す可き権」をえたところの「政府」が、「国民」の「意に従て事を為す」とすれば、「政府の為す事」はすなわち「国民の為す事」であるから、「人民は即ち政府」にはかならない。かくして「学問のすゝめ七編」において、「国民の職分」にかんする考察が示唆するものは、人民による授権・政府による受託の思想である。主権論にもとづく「職分」論の「国家」論体系がうたう理論的要請は、うたがうよちもなく民主共和制にたいする革命的要求にみちびくのである。

(2) 「政府は国民の名代にて、国民の思ふ所に従ひ事を為すものなり。……右の如く国民の総代として政府を立て、善人保護の職分を勤めしめ、其代として役人の給料は勿論、政府の諸入用をば悉皆国民より賄ふ可しと約束せしことなり。且又政府は既に国民の総名代となりて事を為す可き権を得たるものなれば、政府の為す事は即ち国民の為す事にて、国民は必ず政府の法に従はざる可らず。是亦国民と政府との約束なり。」〔学問のすゝめ六編〕福沢論吉全集三巻 63頁)

(一) 「政府」の「職分」

「主人の身分」における「人民の職分」も「二様」に「区別」し二段に区分される。

すでに「人民」は「主人」として、「政府」に「政權」を授け、「政府」は「代人」として、「人民」の「委託」を受けたのである。「法を正ふし」「罰を徹にし」「同等」の「権義」をおもんじ「人民」を「保護」することが、「政府」の「商売」でもあり「当然」の「職分」でもある。「人民」の「政府」が、「職分」をあやまり「約束」をたがえて、「人民」が「損亡」を蒙るときにも、「政府」は「償金」を贖うのである。この一段では、「主人」の「身分」における「人民」の「職分」も、「人民」の「政府」における「人民」の「職分」として間接に表現される。やがて事態を取捨すべく、「政府」のなかの「人民」から「政府」のそとの「人民」へと、責任が転嫁されるであろう。「政府」としての「人民」が果し得る「職分」にかわり、「人民」としての「人民」が尽す可き「職分」が直接に発現せざるをえない。「政府」には「金」の有る可き「理」もなく、「人民」には「金」を出す可き「理」があるとすれば、「人民」のみが「金主」として、「租税」を賄い「償金」を贖いうるのである。それゆえ「人民」が「主人」の「身分」において、「政府」の「役人」を「代人」たらしめることもふしぎではない。

「国民の職分」にかんする若干の考察

(3) 「世話の字に二の意味あり、一は保護の義なり、一は命令の義なり。……又政府にては法律を設けて国民の生命と面目と私をを大切に取扱ひ、一般の安全を謀て保護の世話を為し、人民は政府の命令に従て差図の世話に戻ることあらざれば、公私の間円く治る可し。」〔学問のすゝめ十四編〕福沢論吉全集三巻100頁)

(二) 「人民」の「職分」

いまや「人民」は「金主」として、「政府」の「入用」を賄い、「政府」は「法令」を行い、「人民」の「保護」にあたるのである。「政府」の「保護」を買うために、「国家」の「入用」を払うことは、「国民」としての「職分」でもあり、「市民」としての「商売」でもある。それゆえ「主人」の「身分」において、「人民」が「国用」を給して、「政府」を「保護」するならば、「政府」も「国政」を施して、「人民」を「保護」するだろう。「人民」の「職分」として「国家」の「租税」を納めることも、「政府」の「職分」として「国家」の「支配」に勤めることも、「人民」と「政府」の「相談」による「約束」である。「人民」の「政府」にたいする、「租税」の「約束」なくしては、「政府」の「人民」にたいする、「支配」の「約束」もまたない、とするなら「国家」の「支配」は「人民」の「富有」にもとづく。「人民」の「政府」として果すべき「政治」の「職分」も、「人民」の「人民」として尽すべき「経済」の「職分」に、うらづけられていたのである。しかして「主人」の

「職分」において、「米」もなく「金」もなき「政府」が「国法」を行うために、「錢」を棄て「金」を費す「人民」が「国用」を賄うならば、「身代」のある「人民」のみが「政府の保護を被り」、「安穩に此世を渡る」ことにもなるのである。

(4) 「名分とは虚飾の名目を云ふなり。虚名とあれば上下貴賤悉皆無用のものなれども、この虚飾の名目と実の職分とを入替にして、職分をさへ守れば此名分も差支あることなし。即ち政府は一国の帳場にして人民を支配するの職分あり。人民は一国の金主にして国用を給するの職分あり。」(「学問のすゝめ七編」 福沢諭吉全集三卷100頁。)

三 「客」の「職分」

「政府」の「客分」における「人民」の「職分」は、「政府」の「法令」に従いながら「人民」の「権義」を守ることと求められる。「政府」が「国法」を施して「人民」に「権義」を許すとすれば、「人民」は「国法」に基いて「自由」の「権義」を保つてである。「政府」のなかの「人民」が、「天理」に則して「国法」を行ふかぎり、「政府」のその「人民」も「国法」に服して「天理」に従い、「人造」の「政法」に従いながらも「天然」の「権義」を行うのである。それゆえ「学問のすゝめ七編」によれば、「客の身分」に在るときは、「政府の法」に従うことが、まさに「人民」の

「職分」である。すでに「政府」の「客分」として、「人民」は「政府」の「支配」に服し、「政府」は「人民」の「名代」として、「政令」の「権柄」を担うに至る。いまや「人民」の「職分」として、「便利」な「国法」を守るかたわら、「不便」の「箇条」も破ることなく、「謹で国法を守り」、「身の保護を被る」ことかこののである。「国民の法」を定むも施すも、「政府の権」に在ること故に、「客分」の「分限」においては、「其法」を「評議」することも、「政府の権」を侵して「人民の分」を誤ることになるであろう。「人民」の「委託」に拠ると謂う「政府」の「権力」は、まさに「自由なるもの」にして「制限なきもの」となる。「唯一政府にて」「法」を立て「政」を行うところをみれば、「権力」の行使に際して「人民」の掣肘を受けるいとまもないのである。「権力」を「制限」すべき分権の思想もなく、「人民」の「政府」においても三権の分化をしない。受託者の「政府」が無制限の大権を行使するのにはんし、授権者の「人民」は実質的にならぬ主権も保持しないのである。「学問のすゝめ七編」がまさに「人民」の「国家」において、無制限の統治権をゆうする「専制」の「政府」をみとめるかぎりでは、まさしく「明治」の「国家」において、不可侵の統治権をゆうする「王制」の「政府」をゆるしえたであろう。それゆえ「学問のすゝめ七編」において、「国民」の「職分」にかんする考察が提示するものは、「人民」による授権・「政府」による受託の思想が、人民の主権を踏みこむに至るプロセスである。かくて「民権」論

をとく「職分」論の国家論体系がうちだす実践的要請なるものは、究局の課題としては、民主共和制の政治的形態のもとに、しかして当面の課題としては、専政君主制の政治的形態のもとに、「人民」の「国家」を求めて進む階級の歴史的に進歩的な要求につらなるものである。

(5) 「元来人民と政府との間柄はもと同一体にて其職分を區別し、政府は人民の名代となりて法を施し、人民は必ず此法を守る可しと、固く約束したるものなり。譬へば今、日本国中にて明治の年号を奉ずる者は、今の政府の法に従ふ可しと条約を結びたる人民なり。故に一度び国法と定りたることは、仮令ひ或は人民一個のために不便利あるも、其改革まではこれを動かすを得ず。小心翼翼謹て守らざる可らず。是即ち人民の職分なり。」(「学問のすゝめ七編」 福沢諭吉全集三卷40頁。)

四 総括

かくして「学問のすゝめ七編」において、「啓蒙」期の「国家」論は、理論的には民主制の承認を志向しながらも現実的には君主制の承認に転向し、「職分」論思想が荷うところの「国民」的課題の下に両者は統一に向うのである。それゆえに「啓蒙」期の「職分」論がうちだす要求の核心は、究局の課題としては民主的な共和国において、しかして当面の課題としては、絶対君主制の政治的形態の

もとにおいて、「人民」に「権力」を、そしてこのスロウガンにみとられて、資本の手に権力を克ちとることに在る。あらためて分析の結果にてらせば、「国民」の「職分」にかんする理論の要点は、「人民」が「主客」「二様」の「身分」において、すなわち「主人」の「身分」においては人民の主権をみとめ、「政府」の「客分」においては専制の政権をみとめて、「主客二様」の機軸をまとめる「奇怪至極」な論理のうちにもとめられる。「主人」の「身分」において民主主義にたいする要望をうたいながら、「政府」の「客分」において絶対主義にたいする服従をちかうことは矛盾である。しかも矛盾の性質が「敵対」的ではないとするならば、「職分」論の体系が均衡をうしなうこともない。「主人」の「身分」においては、「租税」を払いながらも「政府」を買い取るにより、「客分」の「地位」においては、「政府」に従いながらも「権力」を克ち取ることができたのである。「職分」論が主観的には「民権」の確立をもとめて、客観的には「王制」の擁立にとめたばあいにも、「人民」の「権力」にたいする要求を提起することは、資本の権力を求めて闘うブルジュアジーの歴史的には進歩的なイデオロギーをあらわす。あきらかにブルジュアジーのイデオロギーにおいては、国家本質論が国家形態論と未分化に結合し形態論の粉飾にかくれてあらわれる。それゆえに「啓蒙」期の「職分」論においても、ブルジュアジーの独裁をもとめる意識は、形式的には民主共和制にたいする要求にあらわれ、実質的には絶対君主制にたいする承認にみずからを

あらわす。資本制国家が典型的には民主共和制の形態において、特殊的には絶対君主制の政治的形態において自己を發現するならば、「啓蒙」の時代における「国家」の理論が、「専制」の「政府」を是認することも理解されよう。しかして「学問のすゝめ七編」において、「職分」の理論よりなる「民権」の思想は、「王制」の「政府」を覆えすことなしに「人民」の「国家」を築くみちをえらび、日本近代史の起点に立ち現れて社会的変革の道程を照し出す鏡と成るのである。

(1) 「凡そ国民たる者は一人の身にして二箇条の勤あり。其一の勤は政府の下に立つ一人の民たる所にてこれを論ず、即ち客の積りなり。其二の勤は国中の人民申合せて一国と名づくる会社を結び社の法を立て、これを施し行ふことなり、即ち主人の積りなり。……故に一国は猶商社の如く、人民は猶社中の人の如く、一人にて主客二様の職を勤むべき者なり。」（「学問のすゝめ七編」福沢諭吉全集三巻70頁。）

(2) 「主人の身分を以て論ずれば、一国の人民は即ち政府なり。其故は一国中の人民悉皆政を為す可きものに非ざれば、政府なるものを設てこれに国政を任せ、人民の名代として事務を取扱はしむ可しとの約束を定めなければなり。故に人民は家元なり、又主人なり。政府は名代人なり、又支配人なり。……政府の事は役人の私事に非ず、国民の名代と為りて一国を支配する公の事務と云

ふ義なり。」（同上71～72頁参照。）

(3) 「政府たるものは人民の委任を引受け、其約束に従て一国の人をして貴賤上下の別なく何れも其権義を違ふせしめざる可らず、法を正ふし罰を嚴にして一点の私曲ある可らず。……政府若し国法の趣意を違ふること能はずして人民に損亡を蒙らしむることあらば、其高の多少を論ぜず其事の新旧を問はず、必ずこれを償はざる可らず。……政府には固より金のある可き理なければ、其償金の出る所は必ず人民なり。」（同上72頁）

(4) 「人民は既に一国の家元にて国を護るための入用を払ふは固より其職分なれば、この入用を出すに付き決して不平の顔色を見はす可らず。……凡そ世の中に割合よき商売ありと雖ども、運上を払ふて政府の保護を買ふほど安きものはなかる可し。……不筋の金なればこそ一銭をも借む可けれども、道理に於て出す可き管のみならず、これを出して安きものを買ふ可き錢なれば、思案にも及ばず快く運上を払ふ可きなり。」（同上73頁）

(5) 「客の身分を以て論ずれば、一国の人民は国法を重んじ人間同等の趣意を忘る可らず。……正しく国法を守て彼我同等の大義に従ふ可し。又国の政体に由て定りし法は、仮令ひ或は愚なるも或は不便なるも、妄にこれを破るの理なし。師を起すも外国と条約を結ぶも政府の権にある事にて、この権はもと約束にて人民より政府へ与へたるものなれば、政府の政に關係なき者は決して其事を評議す可らず。」（同上70～71頁参照）

(6) 「力を以て政府に敵対するは固より一人の能する所に非ず、必ず徒党を結ばざる可らず。即是れ内外の師なり。……又内乱を起せば、従来其国に行はれたる政治の仕組を一度び覆へすは固より論を俟たず。然るに其旧の政府なるもの、仮令如何なる悪政府

にても、自から亦善政良法あるに非ざれば政府の名を以て若干の年月を渡る可き理なし。故に一朝の妄動にてこれを倒すも、暴を以て暴に代へ、愚を以て愚に代るのみ。」（同上74頁）